

様式

宗像市防災対策基本条例（案）に関する市民意見提出手続の意見及びその回答

箇所	意見	対応	回答
	<p>かたいことばの使用はやめて、きわめてわかりやすい、平易なことばで表現願います。 例、保護する。→守る。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>条例等は、誰にでも理解し得るものでなければならず、最大限にわかりやすいものにしなければなりません。 しかしながら、第一の条件として当然ながら用語の正確性が要求されますので、結果としてわかりにくい表現となっているところもあるかもしれません。 例えば、三省堂の国語辞書「大辞林」によると、『守る』は“大切な物が失われたり、侵されたりしないように防ぐこと、”『保護する』は“危険・破壊・困難などが及ばないように、かばい守ること”とあります。 これらの意味を考慮し、第1条、第11条及び第12条は『保護する』を使用しています。</p>
	<p>「努めなければならない。」ではなくて、「する。」「します。」ではないか？</p>	<p>原案どおり</p>	<p>「する。」「します。」等、一定の義務を一律に課すことは困難であるため、努力義務規定としています。</p>
<p>第2条</p>	<p>条例案には、市長と住民側それぞれに、「努めなければならない」とされる事項がある。この努力義務の法的効果について、特に住民側（コミュニティ、自治会＝自主防災会）の努力義務の法的効果については、第2条（定義）で示していただきたい。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>定義の規定は、その条例中で用いられる基礎的で重要な用語又はその条例において一般の用法と若干異なる意味で使われる用語について、解釈上の意義を明確にし、解釈上の疑義をなくすため提示するものです。</p>
<p>第2条</p>	<p>第21条6で「指定避難所」と「指定緊急避難場所」という二つの避難先が明示されている。この違いは第2条（定義）で示すべきである。</p>	<p>追加修正</p>	<p>他の定義同様、災害対策基本法の定義から抽出し「指定避難所」「指定緊急避難場所」を下記のとおり示します。 第2条 (14) 指定避難所 避難のための立退きを行った居住者、滞在者その他の者を避難のために必要な間滞在させ、又は自ら居住の場所を確保することが困難な被災した住民その他の被災者を一時的に滞在させるための公共施設その他の施設であって、市長が指定したものをいう。 (15) 指定緊急避難場所 災害が発生し、又は発生するおそれがある場合における円滑かつ迅速な避難のための立退きの確保を図るための施設又は場所であって、洪水、津波その他の異常な現象の種類ごとに市長が指定したものをいう。</p>
<p>第3条</p>	<p>「行政が市民の安全を確保する」を「行政が市民の安全を確保し、助ける」に願います。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>これまでの災害経験から、公助である災害支援活動の開始が遅れるなど、公助には限界があります。 被災直後の人命救助等助け合うことは自助・共助が基本になるものと認識しています。</p>

<p>第3条</p>	<p>条例案の基本理念は「防災対策は自助、共助。公助の考え方にに基づき、市、市民及び事業者がそれぞれの責務と役割を果たし、相互に連携して取り組む」とされている。</p> <p>条例案本文ではコミュニティの位置づけが明記されているが、基本理念から「コミュニティ」という文字が除外されているのはなぜか。</p> <p>また、コミュニティ自主防災会に対する努力義務を課す条例案なのに、事前にコミュニティ自主防災会から意見聴取がなかったと伝えられている。</p> <p>なぜ聴取されなかったのか。市長の見解を問う。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>コミュニティ運営協議会、自治会及び自主防災組織については、市民によって組織された団体であるため、各団体も「市民」に含んで読み取れると認識しています。</p> <p>なお、自主防災会（自主防災組織）へは、今までお願いしてきたことを明文化したものですので、改めて意見聴取していませんが、各自ご意見がある場合は、パブリックコメントで提出いただけると判断しています。本条例に基づく対策の運用にあたっては、各団体等の意見を踏まえながら進めていきます。</p>
<p>第11条第6項</p>	<p>「人の生命及び身体を最優先して守り」を挿入願います。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>条例中の「市民の安全を確保する」には、ご指摘の「人の生命及び身体を最優先して守り」を含んでいると考えています。</p>
<p>第21条</p>	<p>「必要があると認める場合」が市長の恣意によるものではなく、客観的な基準で行われる根拠を条例の中で示すべきではないか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>指定避難所を開設する際に発令する避難勧告等については、市長が判断するうえでの参考となる基準は別途定めていますのでここでは示していません。</p> <p>ただし、基準があるとはいえ、気象や現地の状況、住民の通報等含めて、指定避難所の開設は総合的に判断する必要があります。</p>
<p>第21条</p>	<p>「一時避難所」の整備についても記述すべきではないか。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>整備に関しては、指定避難所のみが対象と考えています。</p> <p>現在言われている「一時避難所」と新たに定義された「指定緊急避難場所」は、今後整理していきたいと考えていますが、それらは基本的に既存の施設や場所を活用して緊急的・一時的に避難する場所と認識しています。</p>
<p>附則</p>	<p>施行日が早すぎるので、周知期間を3ヶ月から6か月置き、平成26年7月1日～平成26年10月1日に願います。</p>	<p>原案どおり</p>	<p>改正災害対策基本法により自治体に対応する期限があるため、4月1日からとしていますので、施行後の周知をしっかりとしたいと考えています。</p>